

新潟市ゼロカーボン戦略並びに地球温暖化対策実行計画見直し検討委員会開催要綱

(目的)

第1条 新潟市ゼロカーボン戦略並びに地球温暖化対策実行計画見直しにあたり、次に掲げる事項について客観的かつ専門的な視点から助言を得ることを目的として、新潟市ゼロカーボン戦略並びに地球温暖化対策実行計画見直し検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

- (1) 2050年までの再生可能エネルギー導入目標や2030年度までの温室効果ガス排出量削減目標並びに施策目標等の設定に関すること。
- (2) 新潟市地球温暖化対策実行計画（地域推進版）に設定した目標を反映する等見直しに関すること。

(委員構成)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(委員長等)

第3条 委員会には委員の互選により定める次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- 2 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）の進行を行う。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

(会議)

第4条 会議は市長が招集する。

- 2 市長が、必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 3 会議は公開とする。
- 4 市長が必要と認めるときは、委員又は委員以外の者はWEB会議の方法で会議に出席することができる。この場合において、当該委員又は委員以外の者は、WEB会議の方法による会議への出席をもって会議に出席したものとみなすものとする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、新潟市環境部環境政策課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は市長が定める。

附則

この要綱は、令和4年9月20日から施行する。